54—05.1　P

訂正審判請求書の要旨を変更する補正

１．概要

審判請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない（特§131の2①）。要旨の変更とは、審判請求書の記載事項のうち、請求の趣旨（訂正事項）の記載を変更することによって、補正の前後で請求の基礎である「審判を申し立てている事項」の同一性や範囲を変更することである（→30—01）。

２．補正の類型及びその要旨変更の判断手法

審判請求書の要旨変更について規定する特§131の2の趣旨は、審理対象の拡張変更による審理遅延を防止することと解される。

(1) 追加的変更

請求の趣旨について、追加的変更（訂正事項の追加）がされたとき、例えば、訂正事項がＡ（減縮）及びＢ（明瞭でない記載の釈明）であったものを、Ａ、Ｂ及びＣ（誤記の訂正）とすることは、審判請求書の要旨を変更するものである。

他方、審理の対象がなくなるだけであると解される請求項を削除する訂正事項の追加や、請求項間の引用関係を解消する訂正事項のみの追加は、審理対象の拡張変更を伴わないため、審判請求書の要旨を変更しないものとする。

(2) 交換的変更

請求の趣旨について、交換的変更がされたとき、例えば、訂正事項Ａを訂正事項Ｂにすることは、従来の請求に変えて新たな請求をすることになるから、その要旨を変更するものとなる。

他方、ある請求項の訂正事項を当該請求項の削除という訂正事項に変更する補正及びそれに整合させるための明細書、特許請求の範囲又は図面についての訂正事項の補正は、審理対象の拡張変更を伴わないため、審判請求書の要旨を

変更しないものとする。

(3) 減縮的変更

請求の趣旨について、減縮的変更がされたとき、例えば、訂正事項がＡ（減縮）及びＢ（誤記）であったものをＡ（減縮）のみにすることは、通常、その要旨を変更しないものとする。

（改訂 R1.6）